

収入印紙
申込金額
1万円未満 非課税
100万円以下200円
200万円以下400円

建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき、2027年3月31日までに作成される申込書については、申込金額1万円以上200万円以下は200円

【2026年度改正】

事業請負申込書

年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 様

住所又は事務所所在地
商号または名称
氏名又は代表者氏名
適格請求書発行事業者登録番号

T

印

下記の請負について関係法令を守り、別紙仕様書・明細書・図面および見本並びに下記及び裏面に記載の契約条項、暴力団等の排除に関する特記事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

| | | | | | | |
|------|--|----|--|---|--|---|
| 申込金額 | | 百万 | | 千 | | 円 |
|------|--|----|--|---|--|---|

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|----|--|---|--|---|---------------------|--|----|--|---|--|---|
| 契約金額 | | 百万 | | 千 | | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 百万 | | 千 | | 円 |
|------|--|----|--|---|--|---|---------------------|--|----|--|---|--|---|

契約金額は、申込金額に当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

| | | | |
|------|--------------------|------|--------|
| 事業名称 | | 明細書 | 別紙のとおり |
| 履行期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 履行場所 | |

契約条項

(共通)

- クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「発注者」という。)及び受注者は、この申込書に基づき、仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 受注者は、申込書記載の事業請負を申込書記載の履行期限内に完了し、事業目的物を発注者に引渡すものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
- 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工・修繕・製造・作製等の方法又は意匠等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
- 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の履行の一時中止をすることができる。
- (1) 事業請負物件の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。
(2) 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
- 発注者は、受注者から事業完了の通知を受けた後、速やかに検査を行う。
- 発注者は、受注者から適法な支払請求を受けた後、速やかに銀行振込により 契約代金を支払う。
- (1) 発注者は、引渡された事業目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、当該目的物の修補等による追完を請求することができる。
(2) (1)の場合において、発注者が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に追完がなされないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
ア 追完が不能であるとき
イ 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

- 11 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の履行を遅延した場合は、受注者は契約金額につき、遅延日数に応じ、履行期限の翌日における民事法定利率の割合で計算した額を延滞違約金又は損害金として発注者に支払う。
- 12 (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除をすることができる。
- ア 正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき
 - イ 正当な理由なく10の追完がなされないとき
 - ウ この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき
 - エ 前のいずれかのほかこの契約に違反したとき
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当するときは、(1)の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- ア この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき
 - イ 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - ウ 受注者の債務の全部が履行不能であるとき
 - エ 受注者の債務の一部が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき
 - オ 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき
 - カ 発注者が(1)の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき
 - キ この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき
 - ク 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- 13 この申込書に定めのない事項については、クリアウォーターOSAKA(株)ホームページ掲載の工事請負契約書、修繕請負契約書、製造請負契約書又は印刷請負契約書に定めるものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(工事)

- 1 受注者は事業請負の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者及び専門技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 この契約に関し発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(修繕、製造、印刷)

- 1 受注者は、事業請負の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関する責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。なお、この解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 前2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。